

ヘルスケア・リート・プラス

追加型投信 / 内外 / 資産複合



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル: **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円 (2019年4月1日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 9兆5,162億円 (2018年12月28日現在)

※委託会社は2019年4月1日に合併しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社の合計金額です。

商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (不動産投信、株式) 資産配分変更型))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月14日に関東財務局長に提出しており、2019年2月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国の不動産投資信託（リート）および株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、ヘルスケア施設に関連する世界各国の不動産投資信託（リート）（以下、「ヘルスケアリート」といいます。）および株式（以下、「ヘルスケア株式」といいます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

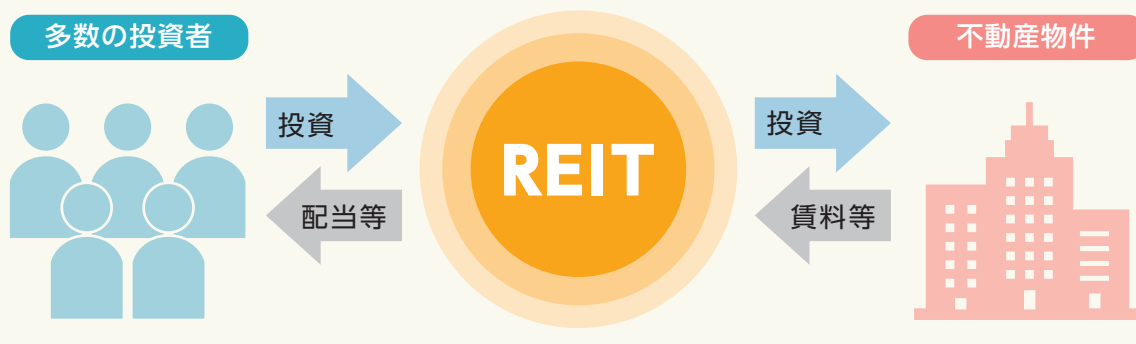
- ヘルスケア施設とは、高齢者向け住宅、介護施設、病院・薬局等を指します。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。



リートとは

不動産投資信託のことで、英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT（リート）」と呼ばれています。多くの投資者から資金を集めて不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払う仕組みです。また、上場しているリートは、取引所で売買できるため、不動産に直接投資する場合と比べて、換金性が高いという特徴もあります。

ファンドでは、ヘルスケアに関連する銘柄に投資します。そのため、不動産物件はヘルスケア施設に関連するものとなります。



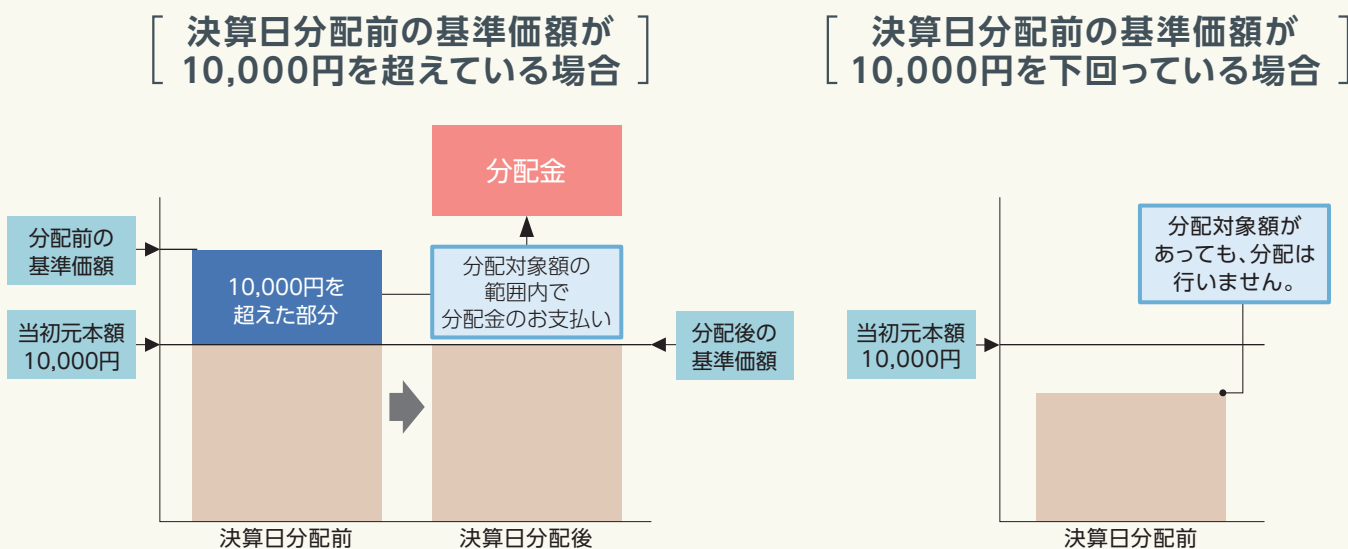
2 実質的な運用は、世界各国のヘルスケアリートおよびヘルスケア株式の調査・運用に精通したBNPパリバ・アセットマネジメント・グループが行います。

3

年2回決算を行い、決算毎に分配方針に基づき分配を行います。

- 年2回(原則として、毎年5月および11月の17日。休業日の場合は翌営業日)の決算時に分配を行うことを目指します。
- 原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、分配を行います。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



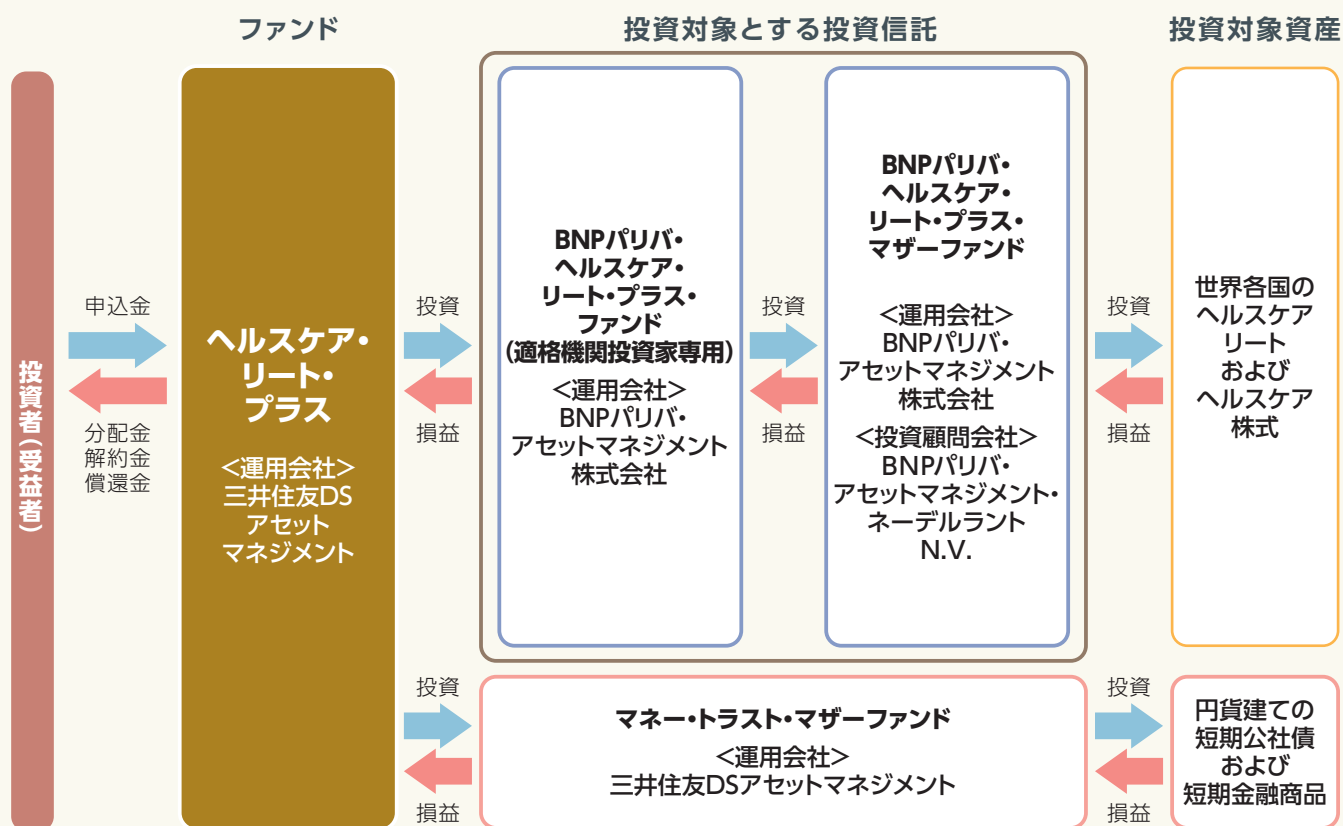
(注) 分配後の基準価額が必ずしも10,000円になるとは限りません。

※上記は分配のイメージであり今後の分配およびその金額について保証するものではありません。また分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

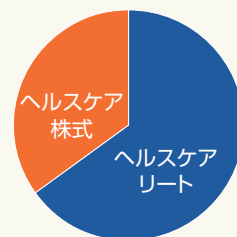


※「BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・ファンド(適格機関投資家専用)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国のヘルスケアリートおよびヘルスケア株式となります。

ファンドのポイント

- 当ファンドは、ヘルスケア施設に関連する世界各国のヘルスケアリートおよびヘルスケア株式に投資します。

※当ファンドが主要な投資対象とする投資信託である「BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・ファンド(適格機関投資家専用)」を通じて、ヘルスケアリートに65%以上投資します。

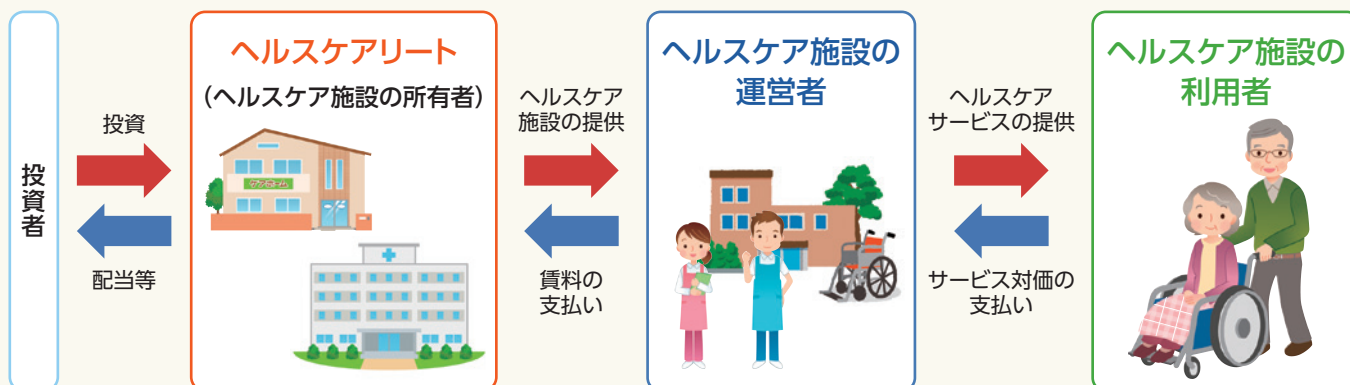


主なヘルスケア施設

高齢者向け住宅	介護施設	病院・薬局
<p>健常な高齢者や軽度のサポートを必要とする高齢者のための集合住宅</p> 	<p>24時間体制での介護等、重度の介護サービスを提供する施設</p> 	<p>総合病院、専門病院、医療モール、リハビリ施設、薬局等の医療系の施設</p> 

ヘルスケアリートのしくみ

- ヘルスケアリートは、ヘルスケア施設の運営者に物件(ヘルスケア施設)を提供し、賃料収入を得ます。
- ヘルスケアリートは、賃料収入や物件の売却益等を原資とする配当等を投資者に還元します。



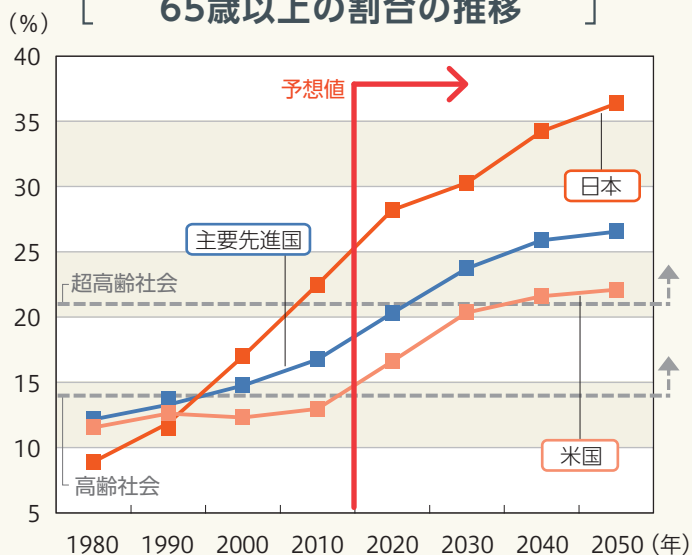
※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

ヘルスケアリートの魅力

<p>魅力① 高齢者の増加による ヘルスケア施設の 需要拡大</p>	<p>魅力② 相対的に高く安定した 配当利回り</p>	<p>魅力③ グローバルリートや 米国リートを上回る パフォーマンス</p>
--	---	--

ヘルスケアリートの魅力① ヘルスケア施設の需要拡大

〔 主要先進国の総人口に占める 65歳以上の割合の推移 〕



■ 主要先進国では、高齢社会、超高齢社会の進展により、ヘルスケア施設の需要拡大が見込まれます。



高齢社会、超高齢社会とは

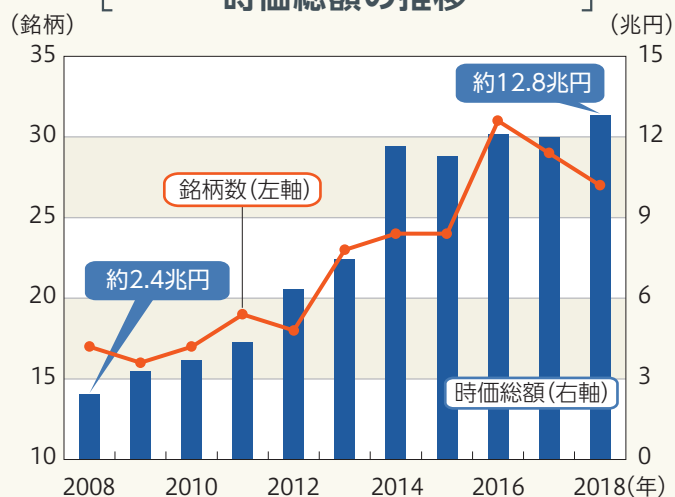
総人口に占める65歳以上の人口の割合のことを高齢化率といい、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、さらに21%を超えると「超高齢社会」とされています。

(注1) データは1980年～2050年。2020年以降は国連による予想値。

(注2) 主要先進国はG7の7カ国(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国)。

(出所) 国連のデータを基に委託会社作成

〔 ヘルスケアリートの銘柄数と 時価総額の推移 〕



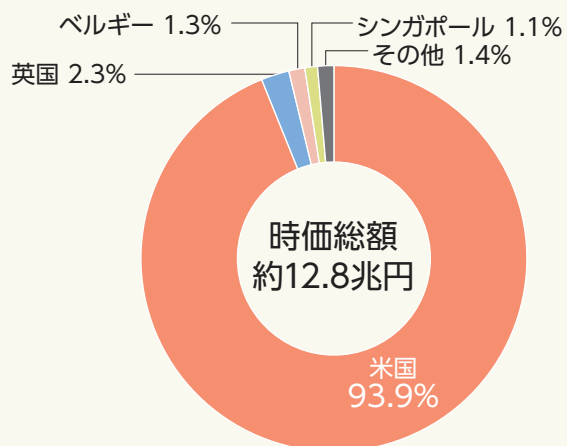
■ ヘルスケアリートの時価総額は2018年11月末で約12.8兆円と、2008年末の約2.4兆円から大幅に増加しました。

(注1) データは2008年～2017年の各年末および2018年11月末。

(注2) ヘルスケアリートはS&Pグローバルリート・ヘルスケア(円ベース)。

(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

〔 ヘルスケアリートの国別割合 〕



■ ヘルスケアリートの時価総額の国別割合は、米国が9割以上を占めています。

(注1) データは2018年11月末現在。

(注2) ヘルスケアリートはS&Pグローバルリート・ヘルスケア(円ベース)。

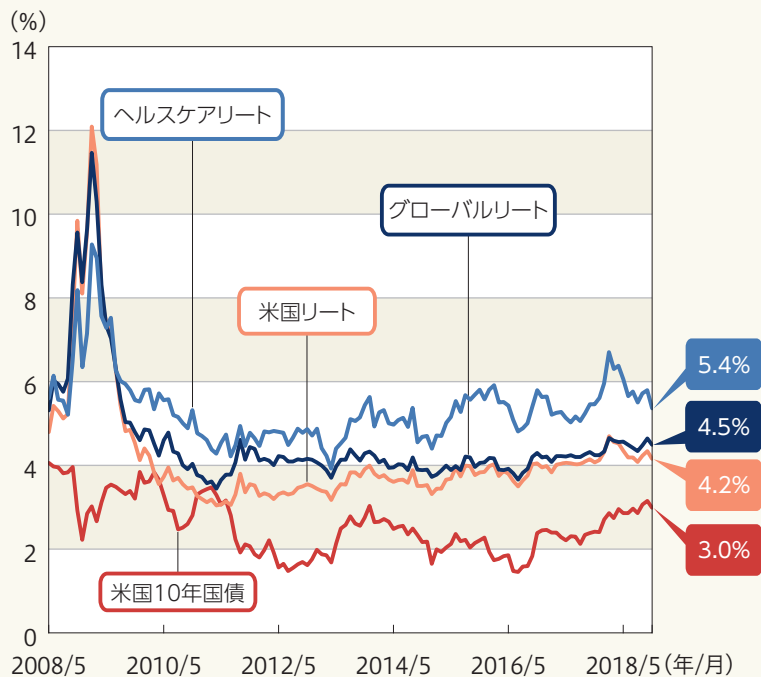
(注3) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ヘルスケアリートの魅力② 配当利回り

リートの配当利回りと
米国10年国債利回りの推移



■ヘルスケアリートの配当利回りは、過去約10年間、グローバルリートや米国リートを概ね上回っています。

■リーマンショックの影響が大きかった2008年～2009年頃のヘルスケアリートの配当利回りは、変動幅がグローバルリートや米国リートより小さく、相対的に安定して推移しました。

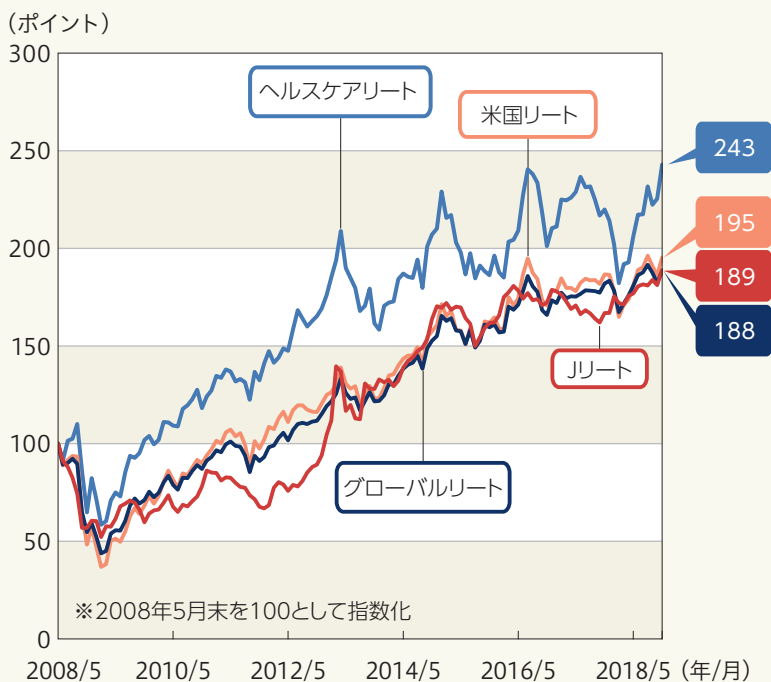
(注1) データは2008年5月末～2018年11月末。

(注2) ヘルスケアリートはS&Pグローバルリート・ヘルスケア、グローバルリートはS&Pグローバルリート、米国リートはS&P米国リート。

(出所) FactSet, Bloombergのデータを基に委託会社作成

ヘルスケアリートの魅力③ パフォーマンス

トータルリターンの推移
(現地通貨ベース)



■ヘルスケアリートの過去約10年間のトータルリターンは、グローバルリート、米国リート、Jリートを上回っています。

(注1) データは2008年5月末～2018年11月末。

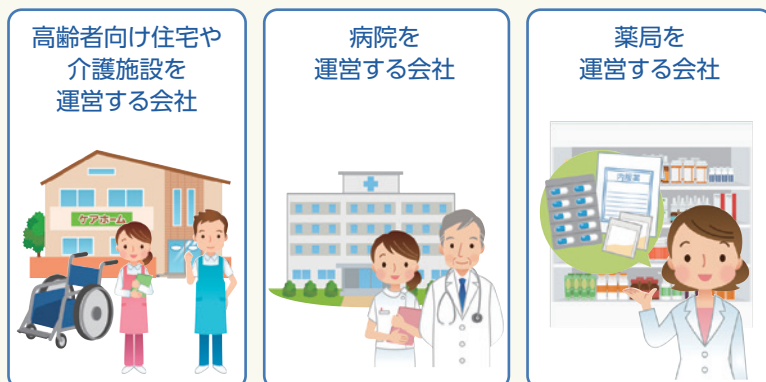
(注2) ヘルスケアリートはS&Pグローバルリート・ヘルスケア、グローバルリートはS&Pグローバルリート、米国リートはS&P米国リート、JリートはS&P日本リート。いずれも配当込み、現地通貨ベース。

(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

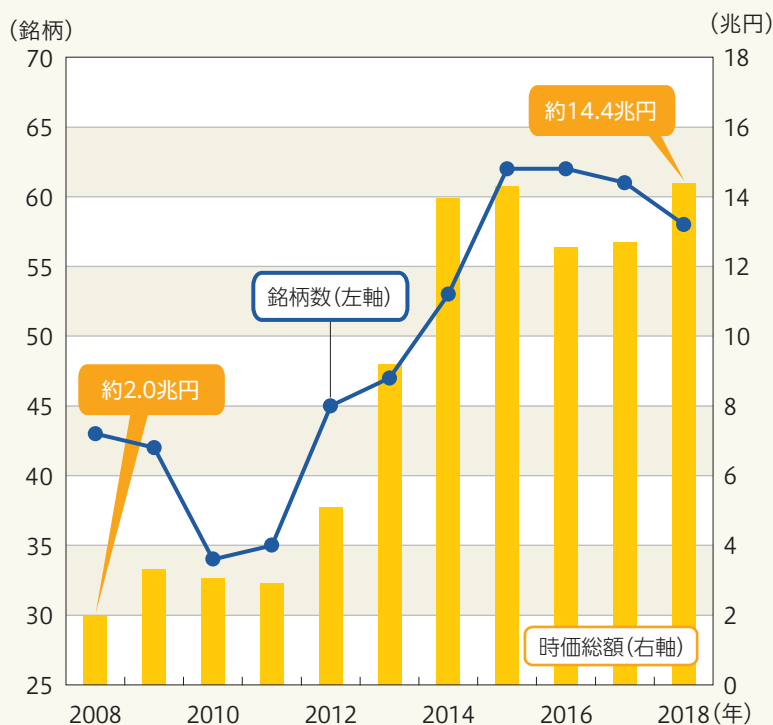
ヘルスケア株式の魅力

[ヘルスケア株式のイメージ]



■当ファンドは、ヘルスケアリートに加えて、魅力的なヘルスケア株式（ヘルスケア施設に関連する株式）にも投資します。

[ヘルスケア株式の銘柄数と時価総額の推移]



■ヘルスケアリートの時価総額同様、ヘルスケア株式の時価総額も増加しました。ヘルスケア株式の時価総額は2018年11月末で約14.4兆円です（2008年12月末は約2.0兆円）。

(注1) データは2008年～2017年の各年末および2018年11月末。

(注2) ヘルスケア株式はMSCI ACワールド・ヘルスケア指数(円ベース)。

(出所) FactSetのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする投資信託の運用会社について

[BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの概要]

拠 点	欧州、アジア、米州など世界33カ国以上
運用プロフェッショナル人数	約520名
運用資産残高	約54.8兆円(約4,160億ユーロ)

(注)データは2018年9月末現在。
運用資産残高は同時点の為替レート(1ユーロ=131.81円)で換算。
助言契約除く。
(出所)BNPパリバ・アセットマネジメント、Bloombergのデータを基に委託会社作成

■実質的な運用を行うBNPパリバ・アセットマネジメント・グループ*は、欧州を本拠地とする世界有数の金融グループであるBNPパリバグループの資産運用部門です。

*投資対象とする投資信託の運用会社(BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社)や投資顧問会社(BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラント N.V.)を含みます。

[運用体制]

	ヘルスケアリート	ヘルスケア株式
	グローバル 上場不動産証券 運用チーム	グローバル 株式 運用チーム
メンバー数	8名	5名
平均経験年数	19年	21年

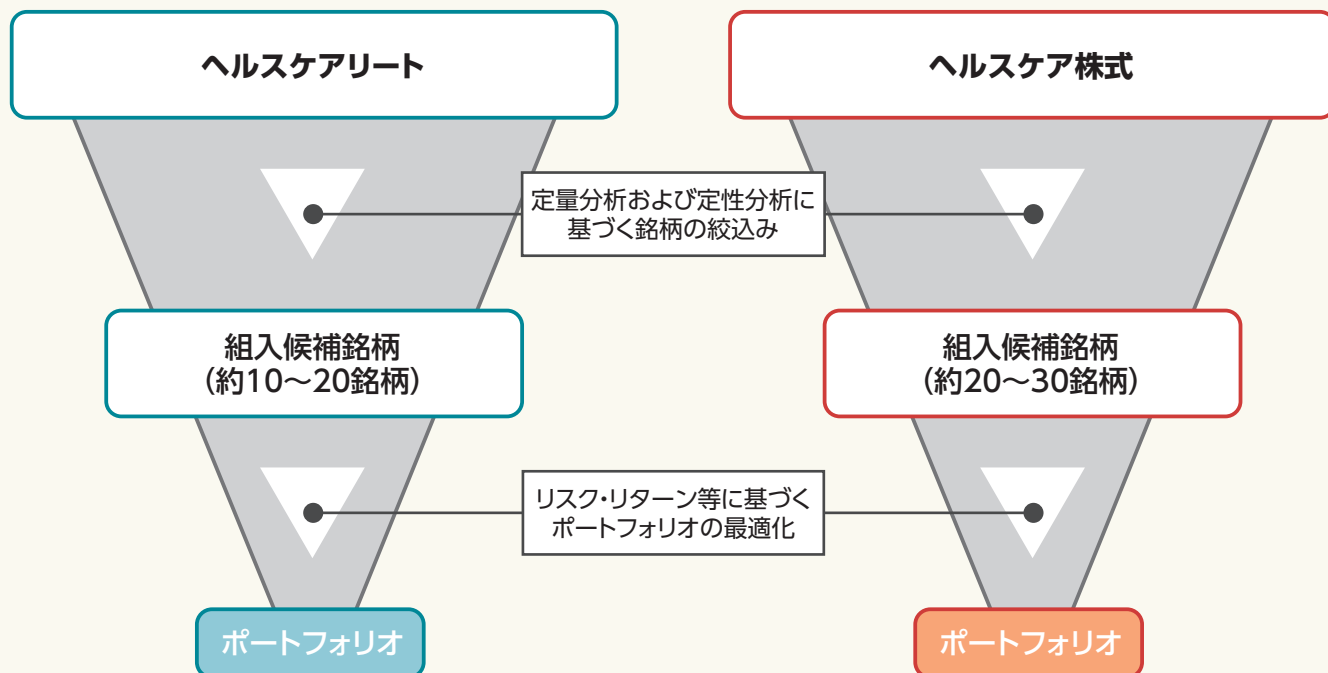
(注)データは2018年11月末現在。
(出所)BNPパリバ・アセットマネジメントのデータを基に委託会社作成



BNP PARIBAS
ASSET MANAGEMENT

[運用プロセス]

■ヘルスケアリートとヘルスケア株式の運用は、それぞれの専門チームが担当します。



(出所)BNPパリバ・アセットマネジメントのデータを基に委託会社作成

※上記の運用プロセスは2018年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年2回(原則として5月および11月の17日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で分配を行います。(分配後の基準価額が必ずしも10,000円になるとは限りません。また、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・ファンド(適格機関投資家専用)

主要投資対象	BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・マザーファンド受益証券 ※当該マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をBNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.に委託します。
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてグローバル市場で上場しているヘルスケア施設に関連する不動産投資信託(リート)および株式に投資します。 ● 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産投資信託(リート)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以上とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
決算日	原則として、5月、11月の9日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対して年0.702%(税抜き0.65%)
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
委託会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶マネー・トラスト・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として、毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社SMBC信託銀行

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の不動産投資信託(リート)や株式を投資対象としており、その価格は、保有する不動産投資信託の値動き、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

不動産投資信託(リート)に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



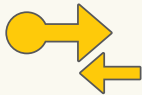
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

特定業種・テーマの集中に関する留意点

ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

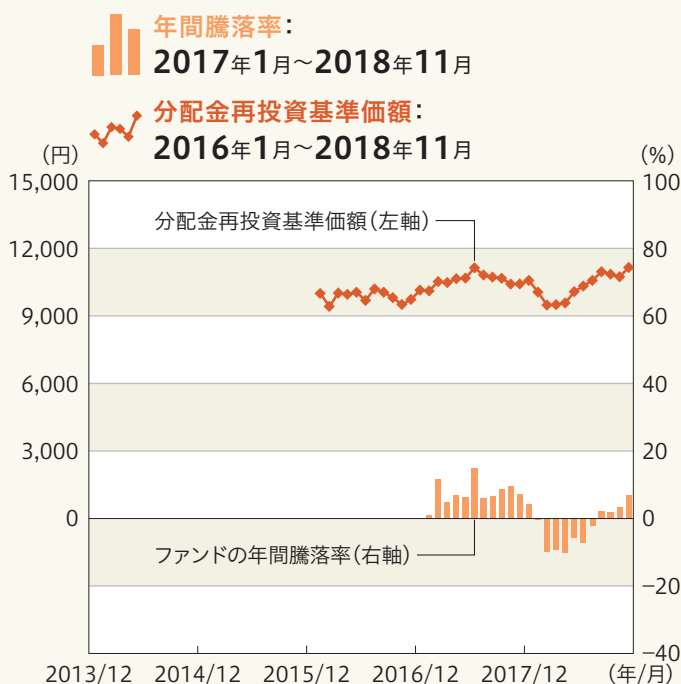
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

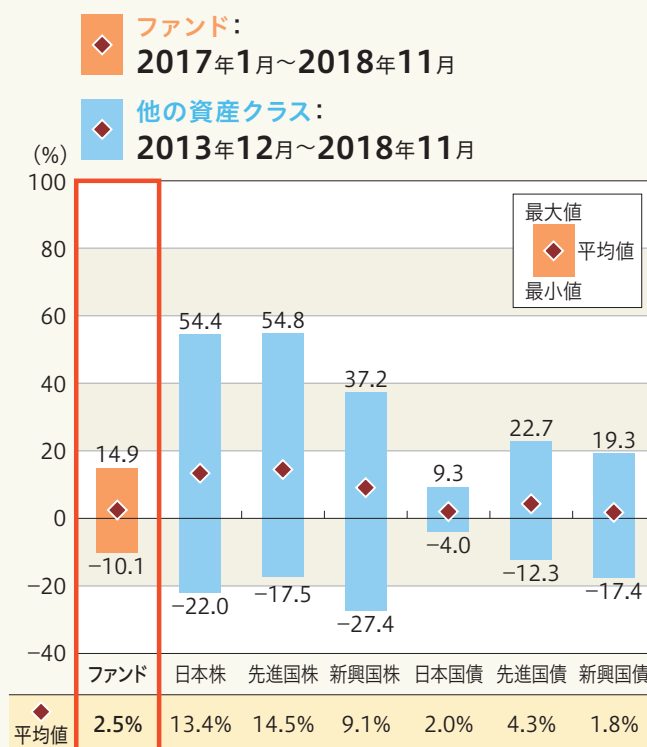
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

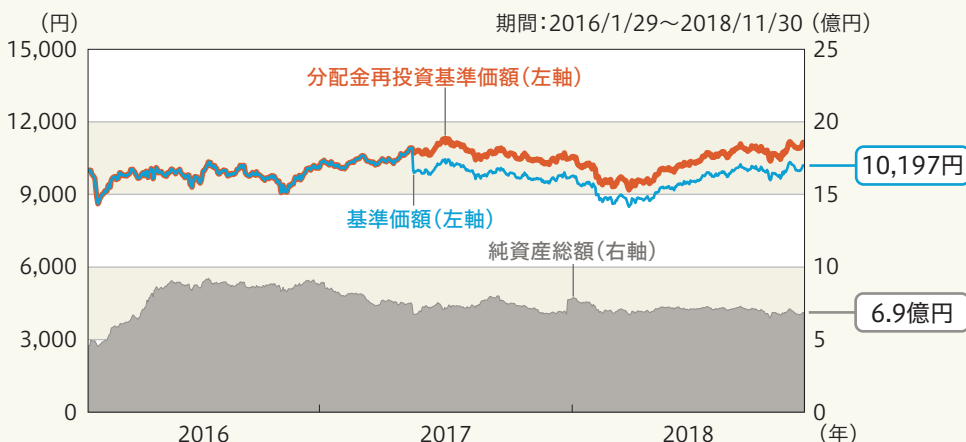
日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2018年11月	108円
2018年5月	0円
2017年11月	0円
2017年5月	819円
2016年11月	0円
設定来累計	927円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■ヘルスケア・リート・プラス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.43
親投資信託受益証券	日本	0.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.08
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	BNP パリバ・ヘルスケア・リート・プラス・ファンド(適格機関投資家専用)	97.43
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.49

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・ファンド(適格機関投資家専用)

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・マザーファンド	99.07

「BNPパリバ・ヘルスケア・リート・プラス・マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ベルギー	投資証券	AEDIFICA	8.16
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	7.30
アメリカ	投資証券	SABRA HEALTH CARE REIT INC	7.02
ベルギー	投資証券	COFINIMMO	7.00
イギリス	投資証券	ASSURA PLC	6.66
アメリカ	投資証券	LTC PROPERTIES INC	5.69
アメリカ	投資証券	HCP INC	5.51
アメリカ	投資証券	PHYSICIANS REALTY TRUST	5.02
アメリカ	株式	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	4.69
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	4.07

※比率は、投資対象とする投資信託、当該投資信託のマザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。
 ※上記は、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社が作成しています。

運用実績

基準日:2018年11月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■ マネー・トラスト・マザーファンド

資産別構成

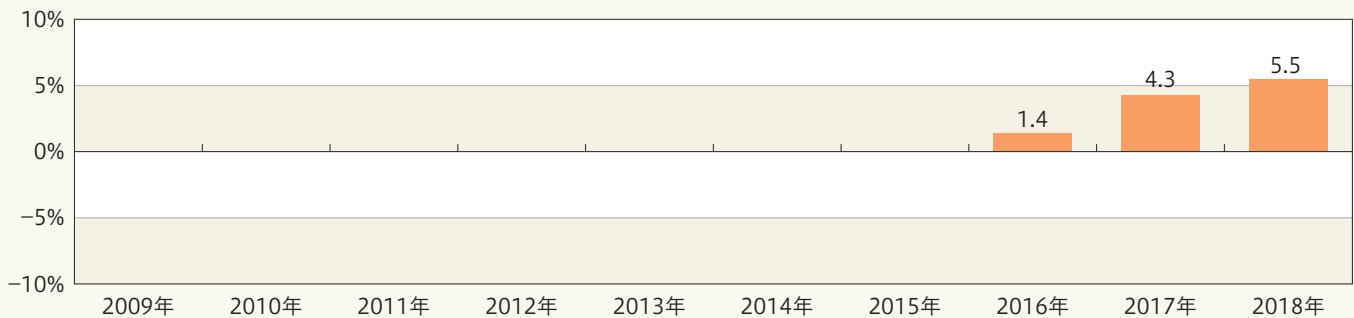
資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	77.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22.09
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	第15回政府保証東日本高速道路債券	1.300	2019/02/25	29.09
日本	特殊債券	第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	1.500	2019/08/16	19.54
日本	特殊債券	第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1.500	2019/05/24	19.48
日本	特殊債券	第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.200	2019/12/27	9.79

※比率は、マネー・トラスト・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2016年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2016年1月29日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年11月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2019年2月15日から2019年8月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	アムステルダム、ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換 金 制 限	—
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年5月および11月の17日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	2016年1月29日から2025年11月17日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	750億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp) に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「ヘルスケア+」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2018年11月30日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.24%(税抜き3.0%)を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保管時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの純資産総額に年1.134%(税抜き1.05%)の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p><信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.37%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.65%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.37%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.37%	ファンド運用の指図等の対価												
販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託	年0.702%(税抜き0.65%)程度												
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.836%(税抜き1.70%)程度												
その他の費用・手数料		上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。												

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	<p>配当所得として課税</p> <p>普通分配金に対して20.315%</p>
----------	--

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	<p>譲渡所得として課税</p> <p>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%</p>
----------	---

※上記は、2018年11月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。